Press Release

厚生労働省山口労働局発表
平成２４年１１月１４日（水）

担当	厚生労働省　山口労働局　職業対策課
	職業対策課長　中村　一德
	同課長補佐　清水　邦秀
	電話　(083)995-0383

民間企業の障害者雇用率は２．２８％で全国１位

～達成企業の割合は全国１５位～

山口労働局では、障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、平成24年６月１日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は平成25年４月１日に改定することとしています（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率1.8%）
- 雇用障害者数3,426.5人
- 実雇用率2.28%、法定雇用率達成企業の割合は56.4%で、いずれも前年を上回った

＜公的機関＞（法定雇用率2.1%、都道府県などの教育委員会は2.0%）
- 県：雇用障害者数102人、実雇用率2.55%
- 県教育委員会：雇用障害者数158人、実雇用率1.87%
- 市町：雇用障害者数328人、実雇用率2.38%

実雇用率は、県教育委員会と市町は前年を上回ったが、県は前年と同水準だった

＜地方独立行政法人など＞（法定雇用率2.1%）
- 雇用障害者数19人、実雇用率1.53%

障害者雇用状況報告の集計結果

１　民間企業における雇用状況

実雇用率は 2.28%

民間企業（県内に本社を有する常用労働者数 56 人以上規模の企業：法定雇用率 1.8%）に雇用されている障害者の数は、3,426.5 人で前年より 51 人増加し、過去最高となった。

実雇用率は、2.28%で前年度より 0.04 ポイント上昇、法定雇用率達成企業の割合は、56.4%で前年度より 3.6 ポイント上昇した。

（表１、表２）

企業規模別の実雇用率は 500 人～999 人規模企業を除く全ての区分の企業で上昇

企業規模別では、前年と比較した実雇用率は、300 人～499 人規模企業（1.63%→1.72%）、1000 人以上規模企業（3.67%→3.76%）、56 人～99 人規模企業（2.04%→2.06%）、100 人～299 人規模企業（1.64%→1.65%）は上昇したが、500 人～999 人規模企業（1.77%→1.70%）は低下した。

（表３）

産業別では、金融・保険業、不動産業、医療、福祉業、卸売・小売業を除く全ての区分の産業で上昇

産業別では、その他（1.30%→1.72%）、飲食店・宿泊業（1.51%→1.65%）、建設業（1.49%→1.56%）、教育・学習支援事業、複合サービス事業、サービス業（3.87%→3.94%）、製造業（1.93%→1.94%）、運輸業、情報通信業（1.29%→1.30%）は前年に比べ上昇、卸売・小売業（1.35%→1.35%）は前年度と同水準であったが、金融・保険業、不動産業（1.43%→1.38%）、医療、福祉業（2.19%→2.16%）は前年より低下した。

（表４）

２　山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

山口県教育委員会は改善するも、全国平均（1.88%）を下回る

山口県の各機関の前年と比較した実雇用率は、山口県教育委員会（1.85%→1.87%）は上昇、山口県（2.55%→2.55%）は同水準であったが、山口県警察（2.02%→1.88%）は低下した。

地方独立行政法人等では、４法人のうち３法人が法定雇用率を達成した。

（表５）

３　市町等における在職状況

実雇用率は 2.38%

市町等に雇用されている障害者の数は、328.0 人で前年より 22 人増加、実雇用率は、2.38%で前年より 0.22 ポイント上昇した。

（表６、表７）

４　今後の対策

①　労働局及び公共職業安定所幹部による、雇用率達成指導の強化
②　雇用事例の提供等による、障害種別に応じた職域開発の提案
③　障害者の雇用状況の的確な把握とそれに対応した雇用促進及び雇用維持の働きかけ
④　障害者の求職ニーズにあった求人確保に向けた取組の強化
⑤　各種支援制度の活用による就職機会の確保

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（山口県）

（平成２４年６月１日現在）

表１　民間企業における障害者数及び雇用率の推移

年	企業数(社)	障害者数（人）		実雇用率（％）		全国雇用率（％）	
			前年比 増　減		前年比 増　減		前年比 増　減
３年　６月	557	1,700	189	1.67	0.04	1.32	0.00
４年　６月	590	1,841	141	1.75	0.08	1.36	0.04
５年　６月	591	1,917	76	1.81	0.06	1.41	0.05
６年　６月	584	1,940	23	1.81	0.00	1.44	0.03
７年　６月	561	1,892	△ 48	1.81	0.00	1.45	0.01
８年　６月	562	1,864	△ 28	1.76	△ 0.05	1.47	0.02
９年　６月	574	1,853	△ 11	1.73	△ 0.03	1.47	0.00
１０年　６月	564	1,885	32	1.78	0.05	1.48	0.01
１１年　６月	608	1,936	51	1.78	0.00	1.49	0.01
１２年　６月	607	1,888	△ 48	1.74	△ 0.04	1.49	0.00
１３年　６月	607	2,154	266	1.91	0.17	1.49	0.00
１４年　６月	628	2,216	62	1.99	0.08	1.47	△ 0.02
１５年　６月	629	2,109	△ 107	1.92	△ 0.07	1.48	0.01
１６年　６月	664	2,494	385	2.11	0.19	1.46	△ 0.02
１７年　６月	673	2,537	43	2.08	△ 0.03	1.49	0.03
１８年　６月	689	2,622.5	85.5	2.08	0.00	1.52	0.03
１９年　６月	696	2,805.5	183.0	2.17	0.09	1.55	0.03
２０年　６月	691	2,880.0	74.5	2.22	0.05	1.59	0.04
２１年　６月	682	2,835.0	△ 45.0	2.22	0.00	1.63	0.04
２２年　６月	676	2,993.0	158.0	2.28	0.06	1.68	0.05
２３年　６月	755	3,375.5	382.5	2.24	△ 0.04	1.65	△ 0.03
２４年　６月	746	3,426.5	51.0	2.28	0.04	1.69	0.04

（注）　障害者数とは、次に掲げる者の合計。

平成２年～平成４年　身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成５年～平成１７年　身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成１８年～平成２２年　身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者、
精神障害者（精神障害者である短時間労働者は０．５人でカウント）

平成23年～　身体障害者（短時間労働者を含む。重度身体障害者はダブルカウント、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）、
知的障害者（短時間労働者を含む。重度知的障害者はダブルカウント、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）、
精神障害者（短時間労働者を含む。精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

表2　民間企業における障害者雇用状況

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

法定雇用率（%）	①企業数（社）	②常用労働者数（人）	雇用状況 障害者数（人） ア.重度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	③実雇用率（%） ウ÷②×100	④達成企業の割合（%）
1.8	746	150,079.5	733	1960.5	3426.5	2.28	56.4
	755	150,539.0	736	1903.5	3375.5	2.24	52.8

（注）
1　常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。
2　「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
3　障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。「重度」（重度身体障害者及び重度知的障害者）については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については1人を0．5人に相当するものとしてカウントを行っている。

表3　民間企業における規模別障害者雇用状況

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

項目／規模別(人)	①企業数（社）	②常用労働者数（人）	雇用状況 障害者数（人） ア.重度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	③実雇用率（%） ウ÷②×100	④達成企業の割合（%）
56～99	320	23,600.0	114	257.5	485.5	2.06	51.6
	326	24,123.5	120	252.5	492.5	2.04	47.5
100～299	325	48,407.5	156	484.5	796.5	1.65	60.3
	329	49,276.5	160	487.5	807.5	1.64	57.8
300～499	61	21,194.5	85	194.0	364.0	1.72	63.9
	57	19,759.0	78	166.5	322.5	1.63	52.6
500～999	29	17,391.0	75	145.5	295.5	1.70	51.7
	32	18,557.0	78	173.0	329.0	1.77	59.4
1，000以上	11	39,486.5	303	879.0	1485.0	3.76	54.5
	11	38,823.0	300	824.0	1424.0	3.67	45.5
計	746	150,079.5	733	1960.5	3426.5	2.28	56.4
	755	150,539.0	736	1903.5	3375.5	2.24	52.8

（注）表2と同じ。

表4　民間企業における産業別障害者雇用状況

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

項目 産業別(人)	①企業数(社)	②常用労働者数(人)	雇用状況 障害者数(人) ア.重度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	③実雇用率(%) ウ÷②×100	④達成企業の割合(%)
建設業	30	3,661.5	14	29.0	57.0	1.56	66.7
	29	3,225.5	11	26.0	48.0	1.49	58.6
製造業	200	41,607.5	206	394.5	806.5	1.94	62.5
	211	44,043.5	215	418.0	848.0	1.93	59.2
運輸業、情報通信業	78	9,889.0	29	70.5	128.5	1.30	46.2
	79	9,949.5	28	72.5	128.5	1.29	43.0
卸売・小売業	105	19,672.0	48	169.5	265.5	1.35	42.9
	109	20,149.5	59	153.5	271.5	1.35	38.5
金融・保険業 不動産業	16	6,700.5	21	50.5	92.5	1.38	37.5
	18	7,400.0	25	55.5	105.5	1.43	33.3
飲食店・宿泊業	24	2,603.5	8	27.0	43.0	1.65	58.3
	24	2,854.0	8	27.0	43.0	1.51	66.7
医療、福祉業	185	30,383.5	132	391.0	655.0	2.16	64.9
	179	28,505.5	122	380.5	624.5	2.19	60.3
教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業	102	34,604.0	270	822.0	1362.0	3.94	51.0
	100	33,449.0	265	764.0	1294.0	3.87	48.0
その他	6	958.0	5	6.5	16.5	1.72	50.0
	6	962.5	3	6.5	12.5	1.30	50.0
計	746	150,079.5	733	1960.5	3426.5	2.28	56.4
	755	150,539.0	736	1903.5	3375.5	2.24	52.8

(注)1　表2と同じ。

2　その他とは、農・林・漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

表5 山口県の各機関及び地方独立行政法人等の状況

1 山口県の各機関

（1）山口県知事部局の状況（法定雇用率２．１％）

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県	3,993.5	102.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
	4,123.0	105.0	2.55	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0．0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0．0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 山口県は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定（都道府県知事部局）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山口県	山口県企業局				

（2）山口県警察の状況（法定雇用率２．１％）

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県警察	532.0	10.0	1.88	1.0	
	545.0	11.0	2.02	0.0	

注 表5の1の（1）の注1、2、3と同じ。

（3）山口県教育委員会の状況（法定雇用率２．０％）

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
山口県教育委員会	8,437.5	158.0	1.87	10.0	
	8,506.0	157.0	1.85	13.0	

注 表5の1の（1）の注1、2、3と同じ。

2 地方独立行政法人等

地方独立行政法人等の状況（法定雇用率２．１％）

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等 合 計	**1,242.0**	**19.0**	**1.53**	**6.0**	
公立大学法人 山口県立大学	118.0	2.0	1.69	0.0	
	115.0	2.0	1.74	0.0	
公立大学法人 下関市立大学	67.5	1.0	1.48	0.0	
	70.0	1.0	1.43	0.0	
地方独立行政法人 下関市立病院	337.5	1.0	0.30	6.0	平成24年度から地方独立行政法人
	－	－	－	－	
地方独立行政法人 山口県立病院機構	719.0	15.0	2.09	0.0	平成23年度から地方独立行政法人
	－	－	－	－	

注 1 表5の1の（1）の注1、2、3と同じ。

2「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

表6　市町等における障害者の在職状況

上段(平成24年6月1日現在)
下段(平成23年6月1日現在)

法定雇用率(%)	①機関数	②職員数(人)	在職状況 障害者数(人) ア.重度	イ.重度以外	ウ.計 ア×2+イ	実雇用率(%) ウ÷②×100
2.1	30	13,800.0	83	162.0	328.0	2.38
(2.0)	32	14,147.5	76	154.0	306.0	2.16

(注)1　職員数は、除外職員を除く。
　　2　「障害者数」とは、表5(1)の注3と同じ。
　　3　法定雇用率の(　)内の数値は、厚生労働大臣の指定する教育委員会に適用される。

表7　市町の各機関の状況(法定雇用率2．1%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
市町等合計	**13,800.0**	**328.0**	**2.38**	**3.5**	
市町合計	**12,262.0**	**296.0**	**2.41**	**2.5**	
下関市	2,011.0	56.0	2.78	0.0	特例認定あり(注3)
宇部市	1,401.0	34.0	2.43	0.0	特例認定あり(注3)
山口市	1,558.5	33.5	2.15	0.0	特例認定あり(注3)
萩市	747.0	18.0	2.41	0.0	
周南市	1,014.0	24.5	2.42	0.0	
防府市	732.5	20.0	2.73	0.0	特例認定あり(注3)
下松市	338.0	9.0	2.66	0.0	特例認定あり(注3)
岩国市	1,312.5	33.5	2.55	0.0	
山陽小野田市	511.0	10.0	1.96	0.0	特例認定あり(注3)
光市	747.0	13.5	1.81	1.5	特例認定あり(注3)
長門市	378.0	8.0	2.12	0.0	
柳井市	307.0	6.0	1.95	0.0	
美祢市	523.0	14.0	2.68	0.0	特例認定あり(注3)
周防大島町	248.0	4.0	1.61	1.0	
和木町	57.0	1.0	1.75	0.0	
上関町	84.0	2.0	2.38	0.0	
田布施町	132.0	4.0	3.03	0.0	
平生町	90.0	3.0	3.33	0.0	
阿武町	70.5	2.0	2.84	0.0	
教育委員会合計	**1,009.0**	**21.0**	**2.08**	**1.0**	
下関市教育委員会	343.5	8.0	2.33	0.0	注2
萩市教育委員会	49.0	1.0	2.04	0.0	
周南市教育委員会	228.0	3.0	1.32	1.0	注4
防府市教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0	
岩国市教育委員会	220.5	6.0	2.72	0.0	
長門市教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
ガス・水道局・病院局合計	**529.0**	**11.0**	**2.08**	**0.0**	
宇部市ガス水道局	169.0	3.0	1.78	0.0	
周南市上下水道局	118.0	2.0	1.69	0.0	注4
岩国市水道局	85.0	2.0	2.35	0.0	
山陽小野田市水道局	67.0	1.0	1.49	0.0	
山陽小野田市病院局	90.0	3.0	3.33	0.0	

注　1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」、②欄の「障害者の数」、④欄の「不足数」とは、表5の1(1)の注1、2、3と同じ。
　　2　下関市教育委員会の障害者雇用率は、厚生労働大臣の指定する教育委員会として2．0%が適用されている。
　　3　注3の機関は、特例認定を受けている。
　　特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
下関市	下関市上下水道局			
宇部市	宇部市教育委員会			
山口市	山口市教育委員会	山口市水道局		
防府市	防府市上下水道局			
下松市	下松市教育委員会	下松市監査委員事務局		
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会			
光市	光市教育委員会			
美祢市	美祢市教育委員会			

4　周南市教育委員会及び周南市上下水道局は、本年8月20日付けで周南市と特例認定を受けた。この結果、障害者の数は29．5人、実雇用率2．18%、不足数0．0人となった。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　１．８％
  （５６人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．１％
  （労働者数４８人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　……　２．１％
（４８人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．０％
（５０人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※　法定雇用率については、平成25年４月１日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

事業主のみなさまへ

平成25年４月１日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年４月１日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率		
	現行		**平成25年４月１日以降**
民間企業	1.8%	⇒	**2.0%**
国、地方公共団体等	2.1%	⇒	**2.3%**
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒	**2.2%**

障害者雇用率制度とは･･･

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも５年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! **従業員50人以上５６人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。
また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務
- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出　など

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

障害者雇用　Q&A

Q1.　なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1.　障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2.　障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2.　「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

（参考）障害者雇用事例リファレンスサービス　http://www.ref.jeed.or.jp/

Q3.　障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3.　障害者雇用納付金制度※においても、平成25年４月１日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年４月１日から同年５月15日までの間に申告していただく分（平成25年４月から平成26年３月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※　障害者雇用納付金制度とは･･･

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4.　障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4.　障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

＜利用可能な支援の例＞

〇障害者雇用に関する各種相談、職業紹介　➔　ハローワーク
〇職場定着支援、事業主への助言　➔　地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
〇各種助成金➔　ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

（参考）厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」　＞雇用・労働　＞雇用　＞施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク